○経済産業省告示第十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年一月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年一月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名
300364	馬場　寛明

○経済産業省告示第十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年一月五日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年一月二十四日

経済産業大臣　茂木　敏充

登録番号	氏名	登録番号	氏名
406238	為井　久統	406239	花野　稔
406242	足立　遥哉		

○国土交通省告示第五十三号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十六年一月八日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年一月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

一般社団法人埼玉県トラック協会

2　主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市黒田二〇九一番一

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定による講習及び一般講習

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

一般社団法人埼玉県トラック協会

2　主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市黒田二〇九一番一

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称

一般社団法人埼玉県トラック協会

2　主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市黒田二〇九一番一

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習

1　名称

一般社団法人埼玉県トラック協会

2　主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市黒田二〇九一番一

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第五十四号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十六年一月八日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一項の規定に基づき告示する。

平成二十六年一月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

株式会社東洋モータースクール

2　主たる事務所の所在地

千葉県八千代市村上字新山六五四番地一

3　講習の種類

一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称

株式会社東洋モータースクール

2　主たる事務所の所在地

千葉県八千代市村上字新山六五四番地一

3　講習の種類

一般講習

○観光庁告示第二号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ツーリストエキスパーツ（登録研修機関第十四号）から代表者の氏名を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年一月二十四日

観光庁長官　久保　成人

一　代表者の氏名の変更

変更前	箱田　和廣
変更後	倉橋　修蔵

二　変更の年月日　平成二十五年十二月二十四日

○関東地方整備局告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十二第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月二十四日

関東地方整備局長　深澤　淳志

別表の指定番号二十二の項業務区域欄中「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県及び長野県の全域」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の全域」に改める。

○中部地方整備局告示第九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年一月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

その関係図面は、平成二十六年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
一号	静岡市清水区由比寺尾字平八一八番一から同市清水区由比寺尾字前浜五〇六番三まで（ただし、関係図面に表示する部分）	中部地方整備局及び同局静岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月二十六日二十二時

○海上保安庁告示第六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三五度〇九分三〇秒東経一三九度四七分三五秒、北緯三五度〇九分三〇秒東経一三九度四九分〇五秒、北緯三五度〇七分五〇秒東経一三九度五〇分一〇秒、北緯三五度〇六分三〇秒東経一三九度四九分二五秒、北緯三五度〇六分東経一三九度四九分三〇秒、北緯三五度〇六分東経一三九度五〇分、北緯三五度〇五分〇五秒東経一三九度五〇分二〇秒、北緯三五度〇五分〇五秒東経一三九度四七分三五秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十六年一月二十八日から平成二十六年二月十日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム測深機による地形調査

四　航行船舶に対する安全措置

イ　測量船は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　三管区水路通報第二号（平成二十六年一月十七日発行）